

藤岡基署発 0215 第 3 号
令和 3 年 2 月 15 日

公共工事発注機関 殿

藤岡労働基準監督署長

建設現場における労働災害防止の徹底について（協力依頼）

平素より労働基準行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における休業 4 日以上労働災害は、県内及び当署管内ともに長期的には減少傾向にありますが、近年は増減を繰り返している状況にあります。

このうち、死亡災害につきましては、当署管内では平成 30 年を最後に発生がありませんが、県内では令和元年に初めてゼロを達成したものの、昨年は残念ながら 2 件の発生となりました。さらに、今年に入ってから、1 月だけで既に 3 件が発生しており、単月で昨年 1 年間の死亡者数を上回る結果となっています。この 3 件の死亡災害は、これまで労働災害防止の最重要課題として取り組んできた「建設業三大災害」に該当するものですが、多野藤岡地区の建設現場においても「建設業三大災害」の発生が懸念されます。

また、業種としては運送業に分類されていますが、今年 1 月には住宅新築工事現場において、移動式クレーンを使用して運搬車の荷台上で建築資材の荷下ろし作業中に、吊り荷が激突した死亡災害も発生しております。

このように極めて憂慮すべき事態となっていることから、群馬労働局では建設関係団体に対し、別紙のとおり労働災害防止対策の徹底を要請しております。

つきましては、公共工事発注機関におかれましても、工事の施工業者に対して別紙の要請内容について周知していただき、建設現場における死亡災害の撲滅を始めとして、労働災害防止の徹底について御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。